

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 更正処分等取消請求上告事件
国側当事者・国

令和2年7月28日棄却・確定

(控訴審・札幌高等裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和元年11月15日判決、本資料269号-118・順号13341)

(第一審・函館地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、令和元年5月15日判決、本資料269号-47・順号13270)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和2年7月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 宮崎 裕子

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 林 景一

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

当事者目録

上告人	甲
上告人	乙
上告人	丙
上告人	丁
上告人	戊
上記5名訴訟代理人弁護士	米塚 茂樹
被上告人	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	金光 晴香